

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等 の一部を改正する規則の素案

1 改正の目的と考え方

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために市立小学校及び市立中学校を臨時休業したことに伴う児童及び生徒の不足した学習時間を確保する等のため、令和2年度の夏季休業期間を変更する等のため改正する。

2 改正の内容

(1) 令和2年度の市立小・中学校の休業日を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月23日の海の日及び7月24日のスポーツの日を除く。）	国民の祝日に関する法律に規定する休日
夏季休業	8月1日から8月23日まで	7月21日から8月31日まで

(2) 令和2年度の市立幼稚園の休業日を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
夏季休業	8月1日から8月23日まで	7月21日から8月31日まで

3 施行年月日

規則の公布の日（令和2年6月30日予定）